

第 1 号議案 別府国際観光温泉文化都市建設計画道路の変更
(別府市決定) について

別府国際観光温泉文化都市建設計画道路の変更（別府市決定）

別府国際観光温泉文化都市建設計画道路中 3・4・8号浜脇秋葉線を次のように変更する。

種別	名称		位置			区 域	構 造				備 考
	番 号	路線名	起点	終点	主な経過地	延 長	構造形式	車線の数	幅員(m)	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	
幹線道路	3・4・8	浜脇秋葉線	別府市 浜脇一丁目	別府市 秋葉町	別府市 南町	約990m		2車線	16m	幹線道路と平面交差 3か所	
	車線数の内訳			2車線 4車線		約760m 約230m					

「区域及び構造は、計画図表示のとおり」

【理由】

別府国際観光温泉文化都市建設計画道路 3・4・8号浜脇秋葉線は別府市の南部地区を通過し、浜脇地区と市街地を結ぶ幹線道路として決定された都市計画道路である。

本路線は、平成31年3月に都市計画事業の認可を受け、別府市浜脇二丁目～別府市立田町の区間において、別府市で事業を行っているところである。

今回朝見川に掛かる橋梁右岸部および永石温泉付近の交差点部の詳細設計に基づく変更を行うものである。

橋梁右岸部は現状交差する市道が当路線を平面的に横断するような形状となっている。この度橋梁の架け替えに伴い高さがあがることにより、平面での交差を行う場合は周辺家屋への影響が大きいことから、橋梁の手前で市道を交差することとなっていたが、市道は近隣住民の生活道路や通学路にもなっていることから、地元要望等により歩行者等へ往来を考慮した計画での整備を進める方針となった。その結果市道の当路線横断部を周辺への影響が最も小さい函渠構造として歩行者空間の確保を行い、一部区域の変更を行う。

また、交差点部は現状と同様に歩行者空間を確保した交差点形状とすることから、一部区域の変更を行う。

新 旧 対 照 表

新旧	種別	名 称		位 置			区域	構 造				備考
		番 号	路線名	起 点	終 点	主な 経過地	延長	構造 形式	車線 の数	幅員	地表式の区間 における鉄道 等との交差の 幹線道路と平 面交差3か所	
新	幹線道路	3・4・8	浜脇秋葉線	別府市 浜脇一丁目	別府市 秋葉町	別府市 南町	約990m		2車線	16m	幹線道路と平 面交差3か所	区域の変更
		車線の数の内訳		2車線			約760m					
				4車線			約230m					
旧	幹線道路	3・4・8	浜脇秋葉線	別府市 浜脇一丁目	別府市 秋葉町	別府市 南町	約990m		2車線	16m	幹線道路と平 面交差3か所	
		車線の数の内訳		2車線			約760m					
				4車線			約230m					

総括図

別府国際観光温泉文化都市建設計画道路の変更(別府市決定) 計画図

